

介護支援専門員資格の更新について（必ずご確認ください）

【更新研修の受講が可能な時期】

- 各種更新研修は、有効期間満了日の2年度前より受講が可能です。
- 有効期間満了日までに研修を修了し更新申請を行えない場合、証の更新ができなくなりますので、余裕をもって受講していただくことをお勧めします。
例) 満了日が令和9年2月（令和8年度）の場合、2年度前である令和6年度から受講可能。

【実務経験期間】

- 現在お持ちの介護支援専門員証の交付日以降の通算期間が対象です。
- 「実務経験」とは、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成業務に従事（ケアプラン・予防プランの作成）した経験をいいます。雇用形態は関係ありません。なお、地域包括支援センターにおいて介護支援専門員以外の職種で予防プラン等の作成を行っている場合も、実務経験に認められます。
- 居宅介護支援事業所の管理者については、管理者としての期間も実務経験があると認められます。
- 要介護認定の調査業務や連絡調整のみを行っている場合は実務経験に含まれません。

【研修の申込時期や受講方法など】

各種研修の研修実施機関にお問い合わせください。

- 介護支援専門員に係る各種研修 → 福祉人材研修センター
- 主任資格に係る各種研修 → 兵庫県介護支援専門員協会

受講する研修は、右の二次元コードのAIチャットボットからも確認できます。



介護支援専門員証の交付・更新の研修フローチャート

<注意>

- 2つの研修を受講しなければならない方は受講漏れが多いため、ご確認ください。
- 証の有効期間内に主任更新研修を受講済みの方は、更新研修の受講が免除されます。更新申請を行ってください。
- 既に証が失効している方、更新研修受講中に失効する方（ただし、再研修受講中に失効する方に限る）は、以下フローチャートの更新研修ではなく、「再研修」を受講してください。

前回、受講した研修が

【実務研修】または【更新研修B】または【再研修】

現在お持ちの証の有効期間内に
実務に従事した経験がありますか？

いいえ

★更新研修B★

現在お持ちの証の有効期間内における
実務経験期間が…

はい

それぞれの研修を①→②の順番で2つ受講してください。
※①の受講漏れにご注意ください。

①

・6ヶ月以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅰ★

②

3年以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅱ★

・6ヶ月未満の方

・6ヶ月以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（前期）★

・3年未満の方

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（後期）★

前回、受講した研修が 【専門Ⅱ】または【更新A（後期）】または【主任更新研修】

または【専門Ⅰ／更新A（前期）と専門Ⅱ／更新A（後期）※2つ受講した方】

現在お持ちの証の有効期間内に
実務に従事した経験ありますか？

いいえ

★更新研修B★

現在お持ちの証の有効期間内における
実務経験期間が…

はい

該当する研修をいずれか受講してください。
※有効期間内に主任更新研修を修了している方は、受講不要です。

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅱ★

・3年未満の方

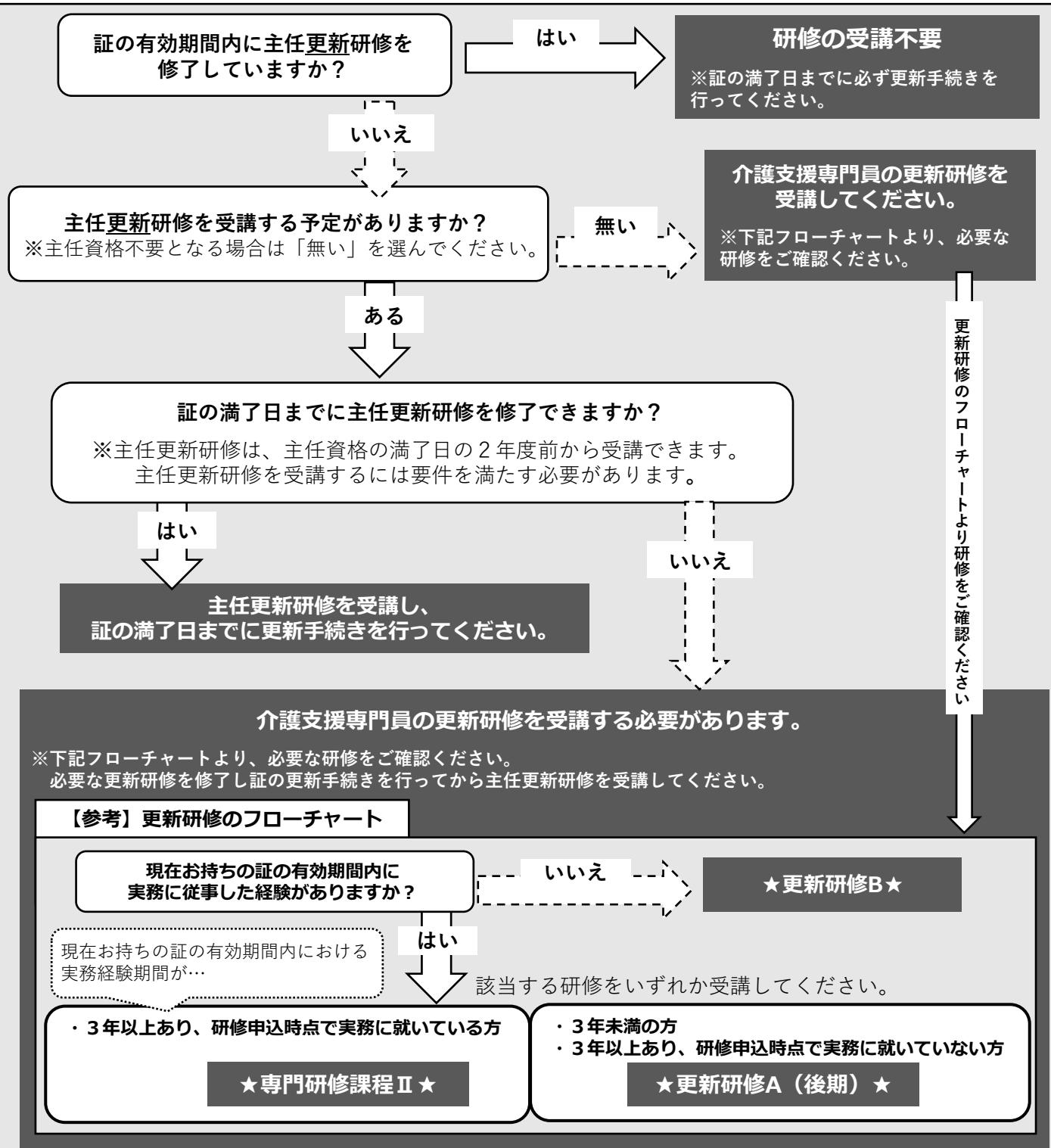
・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（後期）★

【主任資格をお持ちの方】証更新のための研修フローチャート

<注意>

- ・証の失効と同時に主任資格も失効します。証の満了日までに必ず更新申請手続きを行ってください。
- ・主任更新研修を修了している方は、介護支援専門員の更新研修が免除されます。



よくある質問は、下の二次元コードやAIチャットボットでご確認ください。



【資格に関する問い合わせ】

兵庫県福祉部高齢政策課 企画調整班

メールアドレス：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

①氏名、②登録番号、③生年月日、④連絡先、⑤問合せ内容を記載してください。